

賃上げ見直し3年ごと

介護や保育、中間整理案

府

ほかの産業と遜色ない賃
金水準をめざすとした。

看護師についてはまず

新規コロナウイルス対応
などを担う医療機関で働
く人の収入を3%程度引
き上げる。

看護や介護、保育職の賃上げを協議する政府の「公的価格評価検討委員会」が年内にまとめる中間整理案が14日、明らかになつた。介護や保育職の賃上げについて、進捗状況や目標の再検討を

た。2021年度補正予算案に22年2~9月の間に、看護師は収入の1%に相当する月4000円、介護職員や保育士らは収入の3%に相当する月9000円の賃上げのための費用を計上した。

10月以降は公定価格を見直して財源にする方針だ。

そのため「進捗状況の評価や目標・対策の再検討を3年ごとをめどに行

う」とし、段階的に賃上げをする方針を記した。

内閣官房によると、賞与も含めた賃金水準は月

き上がること」とした。

政府は11月に委員会を設け、今後の見直しの方

向性を示す中間整理を年内にまとめるとしてい

タップに伴う処遇改善を検討する方針を明記した。

土が30万3000円、看護師は39万4000円と

改善のあり方を検討し、